

医師法第 16 条の 10 の規定に基づく協議について

1 要旨

医師法第 16 条の 10 第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本専門医機構から厚生労働省に提示された 2023 年度専攻医シーリング等について、令和 4 年 7 月 22 日付けで厚生労働省からの意見照会があったため、本県の各プログラムの状況を確認するとともに、本県の医療提供体制の実情を踏まえ、次のとおり意見してはどうか。

医師法（抜粋）

第十六条の十 医学芸術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

2 都道府県による確認事項

【新規】

- ① 特別地域連携プログラムの、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に対する影響について

(意見なし)

【新規】

- ② 子育て支援加算の、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に対する影響について

(意見なし)

- ③ その他、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に対する影響について

- ・ 基幹施設がシーリング対象外の都道府県に存在するプログラムにおいては、シーリングを有効に機能させるために、シーリング対象の都道府県に所在する連携施設における研修期間に一定の上限を設けるべきである。
- ・ 今回の制度変更（特別連携プログラム及び子育て支援加算の設置）が、医師少数県の専攻医の増加につながったのかどうかなどを引き続き調査し、必要に応じて制度変更を検討すること。
- ・ 国において、専門研修制度の見直しをする場合には、全ての専攻医の就業地について経年に亘って追跡調査を行い、実態を十分把握し、これを反映させること。

【新規】

- ④ プログラムの連携施設及びローテーションの設定が都道府県の偏在対策に配慮されたものであること。

形成外科および臨床検査を除く 17 診療科において医師少数スポットに所在する医療機関が連携施設に含まれていること、また、各診療科において、ほぼ全ての圏域に連携施設が含まれていることから、偏在対策に資するものといえる。(意見なし)

【新規】

- ⑤ プログラムの採用人数が都道府県の偏在対策に配慮されたものであること。

募集定員は複数の診療科で増減しているが、県全体の定員は令和 4 年度から 15 名増となっており、県の偏在対策に配慮されたものであるといえる。(意見なし)

【新規】

- ⑥ プログラムの廃止がある場合は、それによって地域の医療提供体制に多大な影響を与えないこと。

総合診療科において 1 プログラムが廃止となっているが、令和 4 年度の募集定員と同程度であり、地域の医療提供体制に多大な影響はない。(意見なし)

- ⑦ 特定の地域や診療科において従事する医師を確保する観点から、地域枠等の従事要件に配慮された研修プログラムであること。

本県においては、形成外科および臨床検査を除く 17 診療科において医師少数スポットに所在する医療機関が連携施設に含まれており、地域枠等の従事要件を満たすための勤務が可能となるよう配慮している。(意見なし)

- ⑧ その他、個別のプログラムについて

(意見なし)

- ⑨ 小児科、精神科、外科、産婦人科、麻酔科及び救急科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。

小児科 (3)、外科 (2)、産婦人科 (2)、麻酔科 (3) 及び救急科 (5) は複数の基幹施設がおかれているが、精神科については、広島大学病院のみとなっている。しかしながら、広島大学病院は県内 25 施設と連携してプログラムを実施しており、地域医療体制確保に問題はない。

今後も、指導医の不足等により、プログラムを維持できない医療機関が生じた場合であっても、地域医療対策協議会等で議論し、各医療機関の連携により対応していくこととするので、国には柔軟な対応を求めたい。

- ⑩ 診療科別の定員配置が都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものになっていること。

診療科別の定員配置について、令和4年度と同等程度を維持しており、適切である。(意見なし)

- ⑪ その他、各診療領域のプログラムについて

- ・ 当該意見照会に係る各県からの要望等を踏まえ、国及び専門医機構がどのように対応したのか、明らかにすること。
- ・ コロナウイルスの影響により、解剖の症例が減少するなど、例年通りの症例を経験することが困難となる事例も生じていることから、コロナウイルスの影響を理由として受験資格取得要件を満たせない事例等については、柔軟に対応すること。

「広島県地域保健対策協議会 医師確保対策専門委員会」協議概要 (専門医制度に係る意見提出関係)

1 趣旨等

- 広島県では、専門医制度に係る県内推進組織として、『広島県地域保健対策協議会・医師確保対策専門委員会』（事務局：広島県医師会）において関係調整や意見交換等を、制度開始前から継続して行っている。
- 先日、令和4年度における専攻医の県内採用状況について情報共有を行うとともに、令和5年度募集に係る県内プログラム状況等を確認し、意見交換等を行った。
- この会議において、次年度の専攻医募集に係る厚生労働省からの確認事項に対する意見が出された。

2 開催期日等

	会議名	日時	出席委員
1	広島県地域保健対策協議会 医師確保対策専門委員会 内科ワーキング会議	令和4年8月10日(水) 19:00~20:20	県医師会役員, 広島大学内科系診療科医局, 各内科プログラム基幹施設の責任者等 38名
2	広島県地域保健対策協議会 医師確保対策専門委員会	令和4年8月18日(木) 19:00~19:45	県医師会役員, 広島大学関係教授, 各プログラム基幹施設責任者等 35名

3 意見等

- 「広島県地域保健対策協議会 医師確保対策専門委員会」としては、広島県の意見案について賛同する。

なお、専門医制度の新旧制度移行期に、特別な事情により受験が遅れた者が不合格となった場合の対応に関する意見があった。

(意見)

- ・ 専門医制度の新旧制度の移行期に、妊娠・出産等で受験が遅れている人が不合格になってしまうと、新制度で改めて登録して取得する必要があるようになるかもしれないことが課題である。